

家族信託を活用し高齢化社会の相続問題を解決へ

金沢を中心に石川県・富山県の相続手続き・相続税申告をサポート!

相続相談件数
1,869件
(2018年10月現在)

石川金沢相続サポートセンター

安心の無料相談 分かりやすい定額料金 全ての相続税申告書に書面添付を実施

税理士、司法書士、行政書士が一体となった相続のプロ集団 相続の全ての相談がワンストップでできる



▼家族信託とは?
家族信託とは、財産管理資産承継の手法の一つです。例えば、資産を持つ方が、特定の目的(自分の老後の生活介護等)に必要な資金の管理及び給付等のために、保有する不動産・預貯金等の資産を信託できる家族に託す(管理・処分をさせる仕組みです。つまり、「家族の家族による家族のための信託(財産信託)」といえます。

▼家族信託のメリット
01 認知症対策に有効な自由柔軟な設定
家族信託は判断能力があるうちから、自分の希望する人に財産管理を託すことができます。もちろん、判断能力が衰えた後も、引き続き委託者が財産管理を行うことができます。成年後見制度は、本人の判断能力が衰える前に後見人が財産の管理ができます。資産活用などできません。成年後見制度に比べて家族信託は、より柔軟で本人の意向を実現することができます。資産信託

02 通常の遺言ではできないことが可能となる
通常の遺言は、自分の後に発生した相続(元相続)について、財産を承継する者を指定することができません。家族信託では、契約で定めれば自分の死後もしくは、財産を承継した者が死亡したとき、次に財産を承継する者を指定でき、また家族信託が終了したときに財産を取得する者を指定できます。

03 自分の生存中から死亡後まで自由柔軟な設定ができる
家族信託では、自分の生存中から死亡時として死亡後ま自分の財産の管理承継について決めておくことができます。その内容は契約などで、自由柔軟な設定ができます。

用のため、財産を信託すれば、認知症などで本人の判断能力が衰えた後も、信託目的に即してその財産から資産活用することができます。

▼こんな時には家族信託が有効です
▼自分や自分の家族が認知症になった後も相続対策を継続したい
▼資産の大半が不動産が相続人が複数あり、家賃や手平等に残したい
▼妻(夫)がすでに認知症なので、自分が亡くなった時の遺産分割が心配
▼代々引き継いできた不動産は息子、孫に引き継ぎたい
▼「引き継ぎたい」など、このようなお悩みに家族信託が有効です。

▼「相続対策なんて、また早い...?」
思っていますか?
遺産の分け方、財産の管理や売却は認知症になってからではもう遅いのです。家族の幸せのために早めにご相談ください。

相続手続き・生前対策・遺言・相続税のことなら、私たちにお気軽にご相談ください



まずはお気軽にお問い合わせください
代表社員 税理士 行政書士 M&Aシニアエキスパート 向 智大
税理士 司法書士 行政書士 向 貴子
司法書士 藤井 雄介

家族「親または配偶者等」が認知症になってしまったら!

当センターでは認知症対策として「家族信託」をお勧めします。

家族であっても、「法定後見人」以外には、自由にお金を引き出すことができないことは「存じでしたか?」

不動産の売買などの契約行為や預金の引き出しが、親自身及び家族ができません。このことを「存じでしたか?」

家族信託とは?
家族信託とは、財産管理資産承継の手法の一つです。例えば、資産を持つ方が、特定の目的(自分の老後の生活介護等)に必要な資金の管理及び給付等のために、保有する不動産・預貯金等の資産を信託できる家族に託す(管理・処分をさせる仕組みです。つまり、「家族の家族による家族のための信託(財産信託)」といえます。

相続税対策・認知症対策・事業承継をご検討の皆様へ!

当事務所の家族信託事例大公開!

12/13 木 開催
家族信託 セミナー・相談会

TVでも話題! なぜ家族信託が認知症対策で有効かがわかる!

セミナー> 16:00~17:00
個別無料相談会> 17:00~18:00
会場 石川金沢相続サポートセンター

ご予約はこちら ☎ 0120-779-155

石川金沢相続サポートセンター

運営: むかいアドバイザーグループ、むかい税理士法人、むかい司法書士事務所、むかい行政書士法人
石川県金沢市長田2丁目24番33号 TEL076-254-0301 FAX076-254-0302
http://www.auberge-sanglerier.com/

☎ 0120-779-155
受付時間 9:00~21:00(平日・土日祝) 石川金沢相続

JR金沢駅西口より車で3分
平日21時まで相談可
土日祝も相談OK